

# 令和4年度 物価等高騰対策商工事業者支援金について

## 【支援金の趣旨】

社会情勢の激変によってエネルギー価格等の物価等高騰が進んでおり、家計・企業へその影響が及んでいます。このため、経営がひっ迫する村内の商工事業者に対して負担軽減を図ることを目的とした支援金を交付し、物価高騰の影響の緩和、事業継続に資するべく支援を行います。

## ■ 給付判定フロー

令和4年4月1日以降において、村内を拠点とする事業者であること  
(村内に事務所又は事業所を置く法人、または村内に住民票を置く個人事業主)

村税および水道料金等村の使用料に滞納が無いこと

事業活動を継続しており、今後も継続の意思があること (休眠していないこと)

### 個人事業者

### 法人 (公益団体除く)

地域おこし協力隊員ではないこと

農業経営支援事業補助金・物価高騰対策福祉事業者支援金の交付を受けていないこと

同一の場所に複数の法人・個人事業者がある場合、いずれか一者を対象とすること  
(施設等で使用する燃料等高騰の負担減を目的、同一施設等で営む事業は除外)  
※法人住民税における三要件 (人的設備、物的設備、継続性) が重複することを指す

#### ■ 申請書に添付する書類

・直近の確定申告書の写し  
《開業間もない方》  
令和4年12月31日までに開業していることを証する開業届等、公が証明する書類

#### ■ 申請書に添付する書類

・直近の法人の市町村民税申告書の写し  
《開業間もない方》  
令和4年12月31日までに開業していることを証する法人設立・設置届、登記簿謄本等、公が証明する書類

**個人事業者**  
一律 2万円

**法人**  
左記の資本金額、  
従業者数に応じ  
支援

資本金等の額	従業者数	支援額
1000万円以下	50名以下	5万円
1000万円以下	50名超	15万円
1億円以下	50名以下	
1億円以下	50名超	
10億円以下	50名以下	
10億円以下	50名超	40万円
10億円超	50名以下	
50億円以下	50名以下	
50億円超	50名超	